

## 第24回帯広市農業委員会議事録

平成30年5月25日、第24回帯広市農業委員会をとち大平原交流センターに招集した。

1. 開催時間 午前10時30分(開会)～午前11時15分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地等賃貸借の解約等の通知について
議案 第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第2号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第3号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第4号	農用地利用集積計画の案の決定について

3. 署名委員 5 番 石川 俊浩 委員  
6 番 堀口 宏敏 委員

# 出欠調書

## <農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歡垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	欠席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 25名  
欠席委員 1名

## <事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地係専門員	今井 祐一	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第24回帯広市農業委員会を開催いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
事務局 議長	<p>ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事務局 議長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は25名となっております。議席番号8番 廣瀬文彦委員</p> <p>につきましては、欠席の申し出を受けております。</p> <p>本日の議事につきましては、報告が3件、議案が4件、その他が1件でございます。</p> <p>(配布資料の確認)</p> <p>報告は以上でございます。</p>
事務局 議長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、5番 石川委員、6番 堀口委員</p> <p>を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、報告案件に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(逢坂課長)	<p>農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。</p> <p>(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)</p>
事務局 議長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委員)	(なし)
事務局 議長	<p>特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」です。</p> <p>まず、4月分の調査結果について、森調査委員長より報告をお願いします。</p>
森調査委員長	<p>4月25日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番2から5の4件について</p> <p>現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>以上で、4月分の報告を終わります。</p>
事務局 議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、5月分の調査結果について、宮浦調査委員長よりお願いいたします。</p>
宮浦調査委員長	<p>5月10日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番6から7の2件について</p> <p>現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>次に、農地法第4条の転用に係る完了の確認についてですが、附番1について</p>

		<p>現地調査をしたところ、工事が完了していることを確認いたしました。</p> <p>以上で、5月分の報告を終わります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )		(なし)
議	長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第3号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局(逢坂課長)		<p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので報告します。</p> <p>(報告第3号、附番2から5の農地等賃貸借の合意解約4件について朗読・説明)</p>
議	長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
( 委 員 )		(なし)
議	長	<p>特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田係長)		<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番4から7の経営移譲に伴う使用貸借権の設定2件、相対による農地所有適格法人以外の法人の解除条件付き貸借権の設定1件、相対による貸借権の設定1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上附番4から7までの4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議	長	<p>それでは、議案第1号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番5について、山崎委員よりお願いいたします。</p>
山 崎 委 員		<p>附番5番につきまして、意見を申し上げます。受け人は、この地域で長年馬鈴薯を中心にメロン、ゴボウ等も手掛け、集荷・販売する地域密着型の法人であります。施設等も整備されており、労働・資本金面においても確保されております。また、全部利用要件ならびに地域調和要件なども満たしていると思われま。しかしながら、営農面においては経験不足のところもありますので、足りない部分は地域の方々の協力をもって補うことで、農地の適切な運用が図られると思っております。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて附番7について、松金委員よりお願いいたします。</p>

松 金 委 員	<p>附番7について意見を申し上げます。借り主は、基松町を中心に営農している認定農業者であります。申請農地の周辺でも農地を所有・自作している者です。</p> <p>これまでの営農状況、そしてこれからの営農計画を見ましても、周辺への影響は生じないと見込まれます。規模拡大後の全面積耕作要件につきましても、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第2号、「1.農用地利用計画」附番3から4の農業用施設用地への用途変更2件、および「2.農地転用計画」附番3の農業用施設建設のための農地転用1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それでは農地利用計画附番3からご説明いたします。申請者は宅地敷地内に農機具格納庫を建設する余地があるため、農地利用計画をその他(宅地)から農業用施設用地に変更しようとするものです。周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農地利用計画を変更することは問題ないものと考えます。</p> <p>次に農地利用計画附番4および農地転用計画附番3です。申請者は乳牛150頭、育成牛80頭、肉牛20頭合計250頭を飼育する酪農農家です。今回、経営規模拡大を図るために肉牛50頭の増頭を行うため、育成牛舎及び堆肥舎の建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することは、やむを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>「1.農用地利用計画」の附番3および4、並びに「2.農地転用計画」の附番3を一括して石川委員よりお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。まず、農地利用計画附番3です。申請者は、宅地である敷地内に農機具格納庫を建設することが可能であるため、農地利用計画の用途をその他から農業用施設用地に用途変更しようとするものです。既設敷地内であることから、周辺農地や周辺環境に影響がないと思われるので、農地利用計画を変更することは問題ないと考えます。</p> <p>次に、農地利用計画附番4、農地転用計画附番3です。申請者は乳牛、育成牛、</p>

肉牛を合わせて250頭飼育する酪農農家です。今回、経営規模拡大により、肉牛50頭の増頭を行うため、育成舎及び堆肥舎の建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

( 委 員 ) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第3号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員) 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。  
(議案第3号、附番3から5の先進農業機械の展示及び作業体験のための一時転用にかかる使用貸借権の設定1件、砂利採取のための一時転用に係る使用貸借権の設定1件、牛舎等建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明)

附番3です。申請者は、希望していた第34回国際農業機械展in帯広への出展がかなわなかったことから、今、緑肥休閑地となっている申請地を一時的に借用し、国際農業機械展の開催に合わせて、独自に先進農業機械の展示及び作業体験を行う計画をしたものです。現在、緑肥休閑地であること、検疫がおこなわれること、行事終了後には速やかに農地に復元されることから、一時転用することは、やむを得ないものと考えます。

続きまして、附番4です。申請地は近接する農地と段差が大きく、表土より砂利層が近く、大型機械の使用に支障をきたしているため、砂利を採取し段差を解消することにより、一団の優良農地となることから、申請地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。

続きまして、5ですが、こちらは議案第2号農地利用計画附番4、農地転用計画附番3でご説明した内容のとおりですので詳細は省略させていただきます。

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。また、附番3および4につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。説明は以上です。

議長 それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番3および4について、山崎委員よりお願いいたします。

山 崎 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。まず附番3ですが、申請者は、事務局からの説明のとおり、国際農機展への出展希望がかなわなかったため、緑肥休閑地となっている申請地を一時的に借用し、国際農機展に合わせて先進農業機械の展示ならびに作業体験を独自に行う計画をしたものです。休閑地であることや検疫を行うこと、行事終了後には速やかに農地への復元がされることから、申請地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。</p> <p>次に、附番4ですが、申請地は耕作するのに段差があり、表土より砂利が近く、大型機械の使用に支障があるので、砂利を採取し段差を無くすことにより、一団の優良農地となることから、申請地を一時的に転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続いて、附番5について、石川委員よりお願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。附番5ですが、議案第2号農地利用計画附番4、農地転用計画附番3番で説明したとおり、農業用施設に転用することはやむを得ないものと考えます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>なお、転用面積が30aを超える案件については許可相当として、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第4号、一般分 附番23から24の賃借権の設定2件について調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
事務局(木原専門員)	<p>(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転附番1から4の売渡4件、賃借権の設定 附番1の1件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>

議 長	これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
	続いて「その他」に入ります。
	「農業委員会活動平成29年度 点検評価 及び 平成30年度 活動計画 について」、事務局より説明願います。
事務局(森田係長)	(農業委員会活動平成29年度 点検評価 及び 平成30年度 活動計画についての説明)
議 長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	ご質問等が無いようですので、これで終わります。 他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	(特に無いようですので、) 以上で「その他」を終了いたします。
	次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森田係長ほか)	(事務局から連絡事項の説明)
議 長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長	ご起立願います。お疲れさまでした。